

第15回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 平成30年11月9日(金曜日)

午後 1時22分 開議

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午後 1時54分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 中核市移行について

(2) 上下水道事業の組織統合について

2 出席委員(23名)

委員長	須田浩和君	副委員長	高倉富士男君
委員	綿引健君	委員	堀江恵子君
委員	土田記代美君	委員	田中真己君
委員	中庭次男君	委員	飯田正美君
委員	鈴木宣子君	委員	田口文明君
委員	大津亮一君	委員	木本信太郎君
委員	栗原文隆君	委員	黒木勇君
委員	小川勝夫君	委員	渡辺政明君
委員	五十嵐博君	委員	伊藤充朗君
委員	安藏栄君	委員	内藤丈男君
委員	袴塚孝雄君	委員	松本勝久君
委員	福島辰三君		

3 欠席委員(3名)

委員	小泉康二君	委員	村田進洋君
委員	高橋丈夫君		

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	武田秀君	政策企画課長	長谷川昌人君
総務部長	荒井宰君	総務部参事 兼人事課長	田中誠一君
行政改革課長	川上悟君	中核市移行 推進課長	宮川孝光君

財 務 部 長	園 部 孝 雄 君	財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君
市民協働部長	鈴 木 吉 昭 君		
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠 原 勤 君	衛生管理課長	渡 邊 徳 子 君
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	大 曾 根 明 子 君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小 山 忠 君
保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 か お り 君	保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君
産業経済部長	小 田 木 健 治 君		
建 設 部 長	猿 田 佳 三 君		
都市計画部長	高 橋 涼 君	都市計画部 技 監 兼 住宅政策課長	木 村 勤 君
都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君		
下水道部長	白 田 敏 範 君	下水道部 副 部 長	弓 野 憲 一 君
下水道管理 課 長	鬼 澤 英 一 君	下水道整備 課 長	松 葉 光 隆 君
下水道施設 管理事務所長	渡 邊 裕 寿 君		
消 防 長	根 本 一 夫 君		
水道事業者 管 理 者	檜 山 隆 雄 君	水道部長	伊 藤 俊 夫 君
水道部参事 兼経理課長	青 木 貴 君	水道総務課長	梶 山 哲 君
料 金 課 長	島 孝 夫 君	水道整備課長	杉 山 健 一 君
給 水 課 長	梶 山 学 君	浄水管理事務 所 長	川 原 井 正 浩 君
教 育 長	本 多 清 峰 君	教育部長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君	総合教育研究 所 長	萩 谷 孝 男 君

歴史文化財課長 白石嘉亮君

総合教育研究所副所長 小川佐栄子君

6 事務局職員出席者

事務局次長兼総務課長 関谷勇君

議事課長 永井誠一君

議事課長補佐 永井直人君

書記 武田侑未子君

書記 矢吹友鏡君

午後 1時22分 開議

○須田委員長 では、お疲れさまでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第15回行政改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、小泉委員、村田委員、高橋委員が所用のため、川上生活環境部長、林環境課長が公務のため、それぞれ欠席との連絡がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、中核市移行について、執行部より説明願います。

宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 それでは、中核市移行推進課提出資料①、中核市移行のスケジュールについて、御説明いたします。

2020年4月までの移行のスケジュールをお示しているものでございますが、こちらにつきましては何度か説明させていただいているところですので、概略について、御説明さしあげます。

現在、来年1月ごろを予定しております総務省、厚生労働省協議に向けまして、資料の作成を進めているところでございます。協議後の手続といたしましては、移行の約1年前となります来年2019年3月に、図で言いますと中段やや上の網かけの部分にございますように、指定申し出の議案を提出させていただくこととしております。

また、その後、茨城県への指定同意の申し入れや、総務省への指定の申し出などの手続を進めていきまして、来年の10月ごろには中核市指定の政令の公布を見込んでいるところでございます。

また、中核市移行に係る関係条例につきましては、資料の下段部分の網かけとなりますが、原則として来年12月の議案の提出を予定しているところでございます。

また、それらの議案に先立ちましての意見公募手続につきましては、来年の4月ごろから実施する予定としているものでございます。

続きまして、資料②、総務省及び厚生労働省への提出資料の概要について、御説明いたします。

来年1月に提出いたします国との協議資料につきましては、法令項目の詳細な列記など、非常にボリュームが多いものでございますので、その中から主要な部分について抜き出して、資料としてまとめているものでございます。こちらにつきましては、これまで説明させていただいた内容を踏まえながら作成しているものでございます。

まず、1の移行予定日でございますけれども、2020年4月1日でございます。

2の中核市要件につきましては、人口20万人以上とされておりまして、水戸市は要件を満たしてございます。

3の移譲事務等の項目数につきましては、法定移譲事務が2,015、法定外事務が603となり、合計で2,618を見込んでいるところでございます。このうち、保健所の項目数は1,571を見込んでございます。

法定外事務につきましては、法律で規定され移譲されるもの以外の全ての事務でございまして、施行規則を制定するなど、法定移譲事務の実施に当たって必要となる事務や、窓口のわかりやすさの観点から、県の

保健所の窓口事務を市で実施するものなどがございます。

こちらの法定外事務につきましては、これまで550項目程度という説明をさせていただいておりますが、精査を行った結果、603項目となっているものでございます。

ここで、恐れ入りますが、参考資料①をごらんください。

こちらに2,618項目の法令等別の内訳を示してございます。

一番左側に大項目の欄がございしますが、こちらは、総務省提出資料の様式に示された大きな区分を示しているものでございます。左から2番目には中項目としまして、法令等の区分を記載しております。その中項目ごとに、法律に係る条項の数を法定移譲事務、法定外事務と分けて記載しているものでございます。

全体につきましては、後ほど御参照いただければと思います。

資料②の1ページに戻っていただきまして、この項目数につきましては、現在、2,618で、こちらは総務省に提出していくものでございますが、今後、法令改正等によりまして、変更になることがございます。続きまして、2ページをお開きください。

2ページ、3ページにつきましては、これまで特別委員会に御説明させていただいた内容でございます。

4の組織につきましては、保健福祉部を福祉部と保健医療部の2部体制に再編し、保健医療部内に保健所を設置してまいります。また、生活環境部に廃棄物対策課を、福祉部に福祉指導課を新設していくものです。

3ページをごらんください。

5の職員増加見込につきましては、合計で83人の増加を想定しているもので、想定職種の内訳について、右の欄に示してございます。

6の実務研修につきましては、専門的な知識や技術を習得するため、2017年度から実施しているものでございまして、今年度は獣医師、薬剤師を初めとして、合計11人が茨城県において実務研修を行っております。現在は、来年度の実務研修の実施に向けて、茨城県と協議を進めているところでございます。

7の施設整備概要につきましては、(仮称)水戸市保健所及び(仮称)水戸市動物愛護センターの構造等について報告していくこととなるものですが、動物愛護センターにつきましては、現在、基本設計中でございますので、その結果をもちまして、提出資料に記載していく予定でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

8の財政への影響につきましては、過去に2016年11月の時点で一度試算を行い、報告させていただいているところでございますが、県からの事務実施の新しい実績などに基づきながら、今回改めて試算を行ったものでございます。

まず、歳入でございますが、普通交付税の増加などにより、約11.9億円の増加、歳出については、移譲事務に係る事務費、職員の人件費の増加などにより、約11.8億円の増加と試算しているところでございます。このため、歳入と歳出については、均衡が保たれている状態でございます。

また、移行準備に係る経費として、保健所の整備費等で約2.3億円を見込んでございます。

財源につきましては、これまで説明の中で不足していた部分がございますが、これらに係る特定財源としましては、電源立地交付金につきましては2017年度から2019年度までの12億円、市債4億円、残りの7億円については、財政調整基金を活用して対応してまいります。

5ページ、9の経過とスケジュールにつきましては、これまで取り組んできた事項と今後のスケジュールを記載しているものですので、後ほど御参照いただければと思います。

また、参考資料②としまして、水戸市中核市移行の概要を添付させていただいております。こちらは、2017年の策定から時点修正を経まして、何度か提出させていただいているものでございます。今回も、この法定外移譲事務の内容や、財政影響の変化等のものを新たに踏まえまして、修正いたしましたものを配付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明については、以上でございます。

○須田委員長 お疲れさまでした。

資料に関しては、これまで説明しているものとはほぼ類似のものが出ているということですが、その中でも2019年3月の議決に向けて、再度きちんとやっていきたいということで委員会を開催させてもらっていますし、法定外事務の内容についての精査などもされて、そこら辺の変更があるものですから、ぜひ御理解の上、今日の委員会をよろしくお願いします。

それでは、ただいま執行部から説明のありました内容について、何か御質問等がございましたら、発言願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 ないようですので、本件については終わります。

次に、上下水道事業の組織統合について、執行部から説明願います。

初めに、川上行政改革課長。

○川上行政改革課長 それでは、上下水道事業の組織統合につきまして、総務部行政改革課作成資料に基づきまして、御説明をさしあげます。

本日、御用意いたしました資料は、8月22日に開催されました前回の特別委員会と同一の内容となっております。12月議会への議案の提出に先立ちまして、統合の内容について、再度執行部から御説明をさしあげたいと考えておるものです。

それでは、資料③でございます。

1の、これまでの経過という項をごらんください。

本市の下水道事業につきましては、事業の経営状況や資産状況の正確な把握を行うため、平成27年度に地方公営企業法の財務規定を適用して、公営企業会計制度を導入してきたところでございます。

また、財務規定に加えまして、組織規定それから職員の身分取扱規定、こちらもあわせて適用する法の全部適用への移行につきましても、水戸市第6次総合計画3か年実施計画や水戸市行財政改革プラン2016にも位置づけ、検討を進めてきたところでございます。

平成29年2月には、下水道事業への法の全部適用及び適用後の組織のあり方の基本的な方向性を整理した基本方針を定めまして、法の全部適用にあわせて、昭和28年から全部適用している水道事業との組織統合を行うこととしたものでございます。また、両事業の組織統合に向けた準備を推進するため、平成29年度に水道部の水道総務課内に上下水道統合推進室を設置してきたところでございます。

では、法の全部適用とはどういったことなのかということにつきまして、注釈の部分において記載をしてございます。3分野の規定がございます。法における財務、組織、職員の身分取り扱い、これら全てを適用していくことが、すなわち全部適用ということになってまいります。

①の財務規定の適用は、先ほど申し上げましたとおり、平成27年度から既に適用しております。

今回の全部適用では、②と③を適用していくことになってまいります。②の組織規定の適用では、公営企業の業務を執行させるため、管理者を置くこと、③の職員身分取扱規定の適用では、民間企業に類似する業務を行う公営企業の運営におきまして、給与や勤務体制、労働組合の結成等について、一般行政職員と異なる取り扱いをすることとされております。

続きまして、2の下水道事業の地方公営企業法の全部適用及び上下水道事業の組織統合に向けた基本方針（平成28年度策定）について、御説明します。

先ほどの御説明の中で、平成29年2月に基本方針を定めたことを申し上げましたが、その方針の内容をこの項において要約してお示ししているものでございます。

まず、移行の時期でございますが、平成31年4月1日を目途と定め、組織統合を行うことといたしました。

その方針につきましては、2ページをお開きいただきまして、3つの方針、こちらを定めてございます。

まず、(1)の法の全部適用の目的といたしまして、下水道事業について、法の財務規定のみを適用する一部適用から全部適用へ移行することにより、公営企業としての機動性を高め、より一層の経営の合理化を図ること。

(2)の組織統合の目的といたしましては、上下水道事業の組織統合により、共通する事務の共同処理など、組織の合理化、事務処理の効率化を図るとともに、利用者である市民にわかりやすい組織を確立すること。また、水道事業における人的資源それから企業経営に関する情報の蓄積を最大限に活用して、下水道事業に企業運営のノウハウを取り入れ、効率的な経営を推進すること。

それから、(3)の法の全部適用後の管理者のあり方といたしまして、公営企業としての一体性を確保するため、業務全般の権限を有する管理者につきましては、水道事業及び下水道事業を統括する一の管理者を置くことといたしました。

お手数でございますが、また1ページにお戻りください。

なお書きにございますとおり、水道事業及び下水道事業は、それぞれが独立採算の事業でございますことから、組織統合後も事業ごとの会計で経理されることとなります。

すみません、再び2ページをお開き願います。

続きまして、3の統合後の組織体制について、御説明いたします。

まず、(1)の全部適用に伴う事務の共同処理についてでございます。

法の全部適用に伴いまして、現在、市長部局で所管している下水道事業に係る総務、人事、契約、工事検査、出納事務等を水道部の既存の組織で共同処理することによりまして、組織の合理化、事務処理の効率化を図ってまいります。

統合後の事務の所管先につきましては、表にございますとおり、水道部水道総務課及び経理課となってま

います。

次に、(2)の組織体制の改正内容につきましては、統合後の組織体制についての改正内容は、表のとおりでございます。上下水道局を設置いたしまして、下部組織として水道部、下水道部を置きます。それから、水道事業及び下水道事業を統括する、上下水道事業管理者を置くことといたします。

なお、両部の再編やさらなる組織の合理化と事務処理の効率化につきましては、統合後の組織において、中長期的な視点から検討を行うものとしております。

3ページをごらんください。

こちらは、現行の組織図と統合後の組織(案)をお示ししているものでございます。

組織の変更点につきましては網かけであらわしてございまして、先ほど申し上げたとおり、上下水道局を設置して、一の管理者を置くこととしております。また、共同処理を行う事務を所管する係につきましては、隅括弧で表現させていただいております。

続きまして、4の今後のスケジュールでございます。

表に記載してございますとおり、本日の特別委員会での組織案の報告を行いました後、12月に条例改正案の提出を行い、平成31年4月に下水道事業の法の全部適用と組織統合を同時に行ってまいります。

12月に提出予定の条例案につきましては、水道部水道総務課作成の参考資料③で御説明をいたします。

行政改革課からの説明は、以上でございます。

○須田委員長 次に、梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 それでは、水道部水道総務課提出の参考資料③により御説明をさせていただきます。

上下水道事業の組織統合に当たりましては、関係条例等の改正が必要となっております。

改正する条例案の提出時期につきましては、先ほど行政改革課から御説明のあったとおり、平成30年12月の第4回定例会を予定しているところです。

本資料におきましては、第4回定例会に提出を予定しております条例につきまして、一覧としてまとめたものでございます。対象となります条例につきましては、1の水戸市事務分掌条例から最下段13の水戸市水道事業給水条例までの13本について予定をしております。

各条例の改正内容等につきましては、お手数でもお目通しをお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○須田委員長 それでは、ただいま執行部から説明のありました内容について、何か御質問等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 上下水道の組織一体化によって経営の合理化を図るということですが、先ほどのこの資料の説明では、人事と契約と、それから出納ですか、これについてはですね、水道部に一体化すると、要するに今まで市長部局でやっていたものを、今度は水道部と一体化するということでありました。そうすると、水道部の事務が非常にふえるということになります。これについての考え方、例えば職員をふやすとか、あるいは今までどおり合理化でやるんだとかというふうな考え方を持っていらっしゃるのか、お答えいただ

きたいと思います。

○須田委員長 川上課長。

○川上行政改革課長 中庭委員の、職員定数がどうなるのかという御質問について、お答えいたします。

職員定数につきましては、例年3月議会において御提案の定数条例においてお示ししていくこととなりますので、明確にはお答えできないんですが、現時点におきましては、今回の下水道事業の法の全部適用の移行に伴い、上下水道の組織の事務が増加してまいります。それによって、人員が増加するもの、それから上下水道統合推進室の廃止に伴って人員が減となるもの、そういったものが現時点において見込まれております。

そういったものを勘案しながら、定数を調整して、3月にお示ししてまいりたいと思います。

まずは、円滑に下水道事業の法の全部適用、こちらの移行が行われて、安定した市民サービスを維持することを前提として、しっかりとした体制で統合できるよう、職員定数の適正管理に努めてまいりたいと考えております。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 適正管理というのは、職員をきちんとふやして対応するという事なのか、あるいは現行のままでするのか。例えば、今日の資料③を見ますとね……

○須田委員長 中庭委員、現時点ではふえる部分と減る部分があるでしょうと、その整理がされていないという答弁をいただいていますけれども、今ふえるという答弁はできないし、3月議会の議案になってきますので、今その答弁はもういただいていますので、別の視点からお願いします。

○中庭委員 いやね、この資料を見るとですね、例えば人事については、今、一般会計の人事課で対応している、下水道部の場合ね。それから、契約とか工事検査事務とか、そういう契約検査課の仕事を、今度は水道部の水道総務課でやると、みんなやるわけですよ。そうなれば、結局合理化という名のもとに、仕事はふえるけれども職員はふえない、あるいはそのことによって、一層市民サービスが低下するという事になってはならないというふうに思うんですよ。

○須田委員長 なるほどね、はい。

○中庭委員 例えば、下水道部の事業の発注だって130件ぐらいある、水道部の事業の発注だって100件以上あるわけですよ。合わせて2倍ぐらいにふえるということになれば、無理やり一体化したことによって、事務がふえるけれども職員がふえない、あるいは契約事務が、どうしてもきちんとできないということになってはならないと思うんですが、その考え方をちょっとこう……

○須田委員長 中庭委員、先ほどその部分に関しては、ふえていくことがあると。それから、市民に間違いなく利便性が欠如されないような形できちんと対応していきますということで、2回もう答弁をいただいていますので、それ以外の質問があれば。

○中庭委員 じゃ、大丈夫なんですか。そうすると……

○須田委員長 そういうふうに今答弁していますので、1回目では。同じ質問になると繰り返しになりますので、ほかの質問者もおりますので。

○中庭委員 はい、じゃ、職員としてはきちんとした体制をとっていくということですね。

○須田委員長 そうですね、そういう答弁をいただいていると思います。

○中庭委員 ええ。

もう一つはですね、今、下水道部については、財務についてのみの地方公営企業法の適用ですよ。今度、全部適用になるということになれば、全体的に一層合理化が行われる、要するに一般会計からの繰入金が減らされていくということになってしまうと、結局下水道料金の値上げ、水道料金の値上げにつながるということになる可能性があるわけですよ。この点については、この企業会計一本化によって、ますます一般会計からの繰り入れが抑制されて値上げになるということにはならないのかどうか、その辺の答弁を求めたいと思います。

○須田委員長 現時点で答弁できますか。だって、現時点で一般会計ではないから値上げになりますとか、値上げになりませんか、そんなの返事できますか、今。

○中庭委員 だって、今は計画があるんだよ。3年ごとに下水道料金は値上げすると……

○須田委員長 値上げというよりは、見直しするということですよ。

○中庭委員 ええ。それがね、さらに一層ひどくなると。

だから、委員長ね、今……

○須田委員長 ちょっと待ってくださいね……

○中庭委員 下水道事業については3年ごとに……

○須田委員長 ちょっと待ってくださいね、ちょっと待ってくださいね。

○中庭委員 はい、はい。

○須田委員長 今整理しているときに幾つも重ねると、向こうも答弁しづらいでしょうから。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 下水道事業につきましては、既に財務の部分においては、平成27年度に地方公営企業法の財務規定を適用しております。このため、財務部分を取り出しますと、平成30年度と平成31年度について、財務部分について変更するものはございませんので、これまでどおり持続可能な経営を目指して繰入金等を調整してまいりたいと考えております。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の答弁ではですね、来年の10月は値上げと、下水道料金ね。さらに平成32年、いやあと2年後にもさらに値上げという、2段階になっているわけですよ。これがですね、やはり下水道……

○須田委員長 値上げって答弁はなかったと思いますけれども、ありましたか。

○中庭委員 いや、今あったですよ。

○須田委員長 値上げって言った。

○中庭委員 うん、今言いましたよ。ちょっと……

○須田委員長 値上げって言った。ごめん、ちょっと確認。

○梅澤財政課長 持続可能と……

○須田委員長 持続可能だけで、値上げという言葉は出てきていないですよ。

○中庭委員 値上げっていうのは……

○須田委員長 値上げを前提に……

○中庭委員 いや、値上げ、今値上げって言わなかった。平成……

○須田委員長 値上げって言葉は言わなかったですよ。

○中庭委員 来年の、来年の……

○須田委員長 中庭委員、頭の中ですごいつくっているかもしれません。値上げって言葉を……

○中庭委員 いやいや、そうじゃなくて……

○須田委員長 ちょっと中庭委員……

○中庭委員 はいはい。

○須田委員長 発言をとめてください。

値上げという言葉は言っていないので、値上げに資するというで、値上げになるかどうかわからないです。値上げという言葉がないのに、値上げするのが決まっているかのごとく、喧伝するような形で物を質問するのは間違っていると思いますよ。

中庭委員。

○中庭委員 じゃ、平成31年度と平成32年度の値上げ計画というのはあるんですか、ないんですか。

これは何回も説明しているんですよ、執行部が。値上げをいたしますという計画があるんですよ。

○須田委員長 えっと……

○中庭委員 だから、ちょっとその辺、もう一回。

○須田委員長 現在、組織統合の部分について……

○中庭委員 答弁してください。だから、値上げ答弁、そのことについて、答弁をしてくださいよ。

○須田委員長 何で、まるで値上げを……

○中庭委員 そういう計画があるんですよ。

○須田委員長 向こうは値上げと言っていないのに、値上げしろということですか。

○中庭委員 いや、値上げするって言っているんですよ。

○須田委員長 え、今日、言っていないですよ。

○中庭委員 言っているよ。じゃ、ちょっとその辺を答弁してください。

○須田委員長 中庭委員、値上げをしろって言っているの。

○中庭委員 いや、そうじゃなくて……

○須田委員長 するのが決まっているってこと……

○中庭委員 計画があるから、私は、これがさらに、この一本化によって、また値上げが一層ひどくなるということにならないかどうかね、その辺を答弁してもらいたい。

○須田委員長 梅澤課長。

○梅澤財政課長 下水道を含まず、水戸市の使用料、手数料につきましては、定期的に持続可能な財政運営というものを目指しまして、適正に、定期的な見直しを行っているところでございます。現在の結果としましては、値上げ、値下げというものではなく、定期的な見直しをするというのが市の方針でございます。

○須田委員長 それしか答弁ないよね。

○中庭委員 私はね……

○須田委員長 まだ指していないですけども、ちょっとお待ちください。

○中庭委員 だから、今の答弁では……

○須田委員長 待ってください……

○中庭委員 さらに私は……

○須田委員長 中庭委員……

○中庭委員 一層ね……

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、この一本化によって、さらにこの計画が、値上げの幅がさらに大きくなる、広がるということにならないかどうかということについて、お答えいただきたいと思うんです。

○須田委員長 使用料等審議会を通して、そういうことが起こったときに対応されるということで答弁をいただいていますので、今答えられないでしょうよ。

○中庭委員 委員長ね……

○須田委員長 答えられないでしょう、今。

○中庭委員 計画があるんですよ、さっき言ったでしょう、平成31年……

○須田委員長 言ってないよ、あなたのフィルターを通すと、適正というのは値上げになっちゃうんですよ。

○中庭委員 いや、そのことについて……

○須田委員長 答弁はしていませんよ、値上げってことで。

松本委員。

○松本委員 上下水道の一本化をこれから進められるということはですね、例えば工事の部分についても、横の連絡というのは、下水道をやったり水道をやったりという、せっかくきれいになった後、また工事をやるとかいうようなことが今度はなくなるんであって、経費の削減につながっていくんじゃないかなというふうに私は思っております。そういうことの中でですね、それぞれの予算が次年度計上されていくんだらうというふうに思っております。

そうすると、これは執行部には関係ないんだけど、今度は議会側の考え方になるんだけど、常任委員会の問題で、どこでどういうふうに扱っていくかというものは、今度は議会側で決めなきゃ。委員長ね、これは決めなきゃならない問題だろうと思っているんですけども、もし、正副委員長のほうで何か考え方もあればとは思っていますけれども、まだ次年度にはまだ時間もありますので、その辺のところを検討していただいてですね、やっぱり合理的なこの上下水道の推進というものを、と同時に、やはり関連するものは道路でありますから、建設部あるいは都市計画部ともどもですね、横の連絡を密にとって、無駄のないそうした工事等々について、どうしても縦割りというのが、これまでの行政の仕事の状況として見受けられたものですから、今回はこの問題等については、非常にいいんじゃないのかなというふうに思っています。

今の扱いの問題等については、正副委員長のほうでよく考えていただいて、どのような形でもってこれを今度は審議していくかというふうなことが課題だろうというふうに思っています。

以上です。

○須田委員長 もっともだと思っています。

当然ながら、付託先の問題や、もしかすると委員会構成の問題、ちょっと極端なことを言えば委員会所属数の問題等いろいろなものが含まれてくると思いますので、私たちは私たちの立場で、議会運営委員会や代表者会議等でどういうことになるのか見ていきながら、それで私たちも運営をしていきたいと思っていますので、ぜひそちらのほうでもよろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 なければ、本件については終わります。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時54分 散会